**府中市における東京都主任介護支援専門員更新研修受講者推薦基準**

**第１　目的**

府中市が東京都主任介護支援専門員更新研修（以下「更新研修」という。）受講者の推薦を行うに当たり、東京都主任介護支援専門員更新研修事業実施要綱（平成２８年４月１日付２７福保高介第１４３７号。以下「実施要綱」という。）３（１）に規定する区市町村推薦要件及び３（３）オに規定する区市町村が認める要件の基準について、必要な事項を定めることを目的とする。

**第２　推薦基準**

主任介護支援専門員の役割を担うことが期待される者として所属する法人から推薦を受けた者（以下「被推薦者」という。）で、次に掲げる１の基準と実施要綱３（２）及び（３）に規定する要件を満たす者を東京都に推薦する。ただし、１（１）及び（２）の要件は、府中市地域包括支援センター職員の被推薦者には適用しない。また、実施要綱３（３）オに規定する区市町村が認める要件の基準については、２の基準のとおりとする。

１　実施要綱３（１）に規定する区市町村推薦要件の基準

(1)　事業所実地調査の結果、必要に応じて改善報告書を提出し、指導に従っていること。

(2)　集団指導に参加していること。

(3)　更新研修修了後、最低1年間は、引き続き府中市内で働く予定があること。

(4)　府中市又は府中市地域包括支援センターが主催する研修会、事例検討会、プラン演習に参画又は主催者として企画・運営を行っている。

(5)　府中市及び府中市地域包括支援センターからの支援困難事例の受入れに積極的に取り組んでいること。なお、府中市地域包括支援センターの主任介護支援専門員である被推薦者については、虐待等の支援困難事例を担当又は支援したことがあること。

(6)　 地域のニーズ、課題等を把握し情報共有を図るとともに、他の事業所の介護支援専門員に対する指導・助言等の役割を担っていること。

　２　実施要綱３（３）オに規定する区市町村が認める要件の基準

　　主任介護支援専門員として資質向上を図っている者であって、次のいずれかに該当する者とする。

(1)　やむを得ない事情（病気、出産、育児、介護）により、実施要綱３（３）アの毎年度４回以上の要件を満たすことができないが、年平均４回以上又は当該期間の属する年度を除き毎年度４回以上あるなど、「毎年度４回以上」と同等程度、研修等に参加している者。

(2)　都実施要綱３（３）アに定める職能団体以外が開催する研修のうち、ケアマネジメントの質の向上を目的とした研修又は主任介護支援専門員の資質向上に資する研修等を含め、毎年度４回以上参加している者。

(3)　その他市が認める要件に該当する者。

**第３　審査**

審査は、提出書類により行う。提出書類については、東京都が定めるもののほかは次のとおりとし、研修受講希望者及び研修受講希望者が所属する法人の代表者は、第５の研修修了後の協力を確認したうえで、研修修了後の取組について十分に協議し、作成するものとする。

１　府中市推薦基準確認書（届出様式市－主更－１）

２　本人同意書（届出様式市－主更－２）

３　法人同意書及び受講者推薦依頼書（届出様式市－主更－３）

４　その他必要な書類

**第４　推薦**

３の審査を踏まえ、東京都への推薦の可否及び推薦の順位について、府中市福祉保健部高齢者支援課長が介護保険課長に合議のうえ決定する。推薦の順位については、実施要綱３（２）及び（３）に規定する要件（（２）エを除く。）のうち該当する要件が多い者から順位づけを行う。同順位の者が複数いる場合、更新研修を修了したことがない者で東京都主任介護支援専門員研修修了日が古いものから順位づけを行い、更新研修を修了したことがある者がいるときは、直近の更新研修修了日が古い者から順位づけを行う。また、推薦できない場合、被推薦者に通知する。

**第５　研修修了後の協力**

被推薦者及び被推薦者が勤務する事業所は、被推薦者が研修を修了し、東京都主任介護支援専門員研修修了者名簿に登録された場合には、次のとおり協力を行うものとする。

１　府中市及び府中市地域包括支援センターが行う事業に派遣依頼があった場合には協力すること。

２　府中市及び府中市地域包括支援センターからの支援困難事例の受入れに積極的に取り組むこと。

３　地域の介護支援専門員が抱える問題を把握し、指導・助言等の役割を担うことでケアマネジメントの質の向上を図ること。

４　介護保険制度外のサービスや支援などの情報を収集し、地域における社会資源の把握に努め、活用すること。

５　社会資源の開発、地域包括支援ネットワークの構築等の地域づくりに取り組むこと。

６　府中市主任介護支援専門員名簿について、府中市地域包括支援センター及び府中市内の居宅介護支援事業者に情報提供を行うこと。

７　勤務先の変更・退職時等には、府中市福祉保健部高齢者支援課までその旨を連絡すること。

**第６　情報の非開示**

この基準による推薦者及び被推薦者に係る東京都への推薦の有無に関する情報は、推薦に係る事務の執行のために東京都福祉保健局に提供する場合その他条例の規定により開示する場合を除き、開示しない。

**第７　その他**

この基準に定めるもののほか、研修受講者の推薦に関する事項その他必要な事項は、府中市福祉保健部高齢者支援課長が定める。

　　付　則

この基準は、平成２８年６月１５日から施行する。

　　付　則

この基準は、平成２８年８月１８日から施行する。

　付　則

この基準は、平成３０年７月１１日から施行する。

　付　則

この基準は、令和３年４月３０日から施行する。